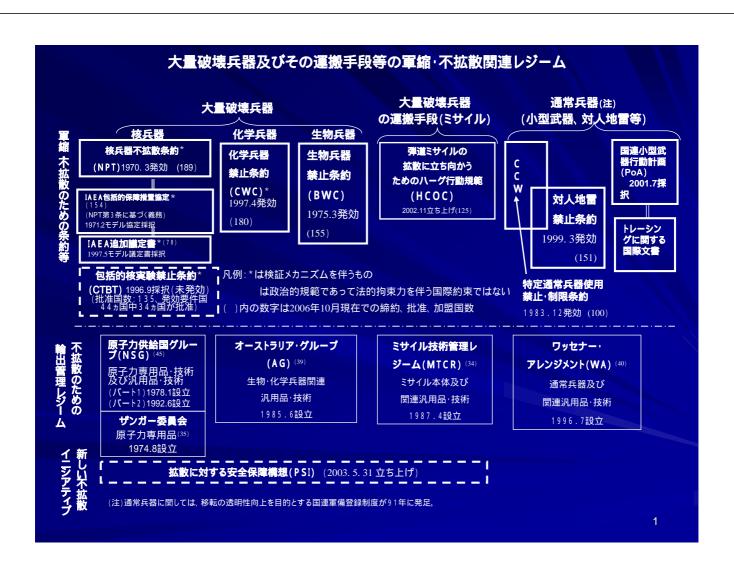
政策評価部会:「核不拡散体制の維持・強化」核軍縮・核不拡散体制の現状と我が国の取組

外務省 軍縮不拡散·科学部 (2007年1月)



核軍縮の促進(我が国の取組)

1.核廃絶決議

1994年以来毎年、核廃絶への具体的道筋を示した核廃絶決議案を国連総会に提出し、圧倒的多数の支持を得て採択。

2.包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効

- ・米国を含む未批准国に対する高いレベルでの働きかけ
- ·CTBT発効促進会議議長(1999年)、CTBTフレンズ外相会合の共催(2 002年、2004年、2006年)
- ·国内観測施設の整備(松代他全国10箇所)

3. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の早期交渉開始

- ・軍縮会議への我が国のハイレベル代表の派遣(川口外務大臣(2003年9月)、小野寺政務官(2005年3月)、山中政務官(2006年6月)、河野 衆議院議長(2006年9月))
- ・ワークショップの開催(2001年、2003年開催)。作業文書の軍縮会議への提出(2003年8月、2006年5月)

2

核兵器不拡散条約(NPT)

1.NPT運用検討プロセス

NPT締約国は、5年毎に運用検討会議を開催。また、運用検討会議の開催の3年前から毎年準備委員会を開催し、条約の完全実施と普遍性を促進するために、検討・勧告を行う。次回の運用検討会議は2010年に開催されることから、第1回準備委員会は本年4月30日~5月11日(於ウィーン)で開催。

2. わが国の取組

- (1)NPT強化に向けた取組
 - ・2005年NPT運用検討会議における町村外務大臣演説、具体的提案(2 1世紀のための21の措置)の提出
 - ・天野ウィーン代表部大使の2007年第1回準備委員会議長への就任
 - ・NPT日本セミナーの開催(於ウィーン、2月5,6日)
- (2) N P T 体制外の国々への対応

インド、パキスタン、イスラエルに対して外相会合などの場をとらえて、NPT加入、CTBT批准等更なる軍縮・不拡散の努力を要請(例:昨年1月の麻生大臣のインド・パキスタン訪問。局長級の軍縮・不拡散協議(インド(2006年5月)、パキスタン(2006年7月)、イスラエル(2006年7月)。)

3

基盤整備に向けたわが国の取組

- 1.日本国際問題研究所軍縮不拡散促進センター
- (1)軍縮不拡散調査研究
- ・軍縮政策実施体制確立のための研究
- ・米国の専門研究機関・シンクタンクとの意見交換(トラック)
- ·軍縮不拡散問題講座
- (2)CTBT国内運用体制の整備 核爆発実験の判別に資する独自の技術的評価体制や国内監視施設の整備
- 2. 軍縮不拡散教育
- (1)国連軍縮フェローシップによる若手外交官招聘 (1)83年より毎年25~30名程度、延べ590名以上を本邦招聘)。
- (2)軍縮教育家の招聘(2002年より毎年招聘)。
- (3)軍縮·不拡散教育に関する作業文書提出(2005年NPT運用検討会議において 提出。併せて、日本の取り組みに関する作業文書も提出。)
- (4) 軍縮教育セミナーの開催(2003年及び2004年に開催)。

4

<u>一国間原子力協力協定(平和的利用等の確保)</u>

- 我が国は米·英·仏·豪·加·中及びユーラトムと包括的な原子力協力協定を締結
- 協定にて規定される主な内容
 - 協力の範囲
 - 平和的利用の確保
 - IAEAの保障措置の適用
 - 核物質防護
 - 再移転規制
- 原子力協定の主な対象品目
 - 核物質
 - 設備
 - 資機材

日米原子力協定(1/2)

- ~ 現行協定までの経緯と我が国における再処理の実施~
- 1955年、初の日米原子力協定

研究炉の燃料用核物質の供給と技術協力が目的。 原子力関連品目の提供者たる米国が、受領者たる日本を規制することを主眼とする片務的な内容。

■ 複数回の部分改正と全面改正(新協定締結)を経て、1988

対象を発電炉や原子力の平和的利用全体へと拡大。 規制内容を双務的なものに変更。 包括同意制度の導入。

■ 我が国における再処理の実施

1955年協定及び1958年協定:再処理は原則禁止(合意ある場合を除

1968年協定:日米の「共同決定」があれば、日本国内での再処理実施が可能と規定(1977年に、動燃東海再処理施設に係る「共同決定」

1988年協定: 再処理が包括同意の対象となる(2004年に、六ヶ所再処理施設における再処理を包括同意の対象とする協定上の手続が <u>完了。</u>)。

日米原子力協定(2/2) ~現行協定主要規定の概要~

- 協力の範囲(第二条1)
 - 専門家の交換
 - 情報の提供及び交換
 - 資材、核物質、設備等の供給
 - 役務の提供、等
- 平和的目的への限定(第八条1,2)
 - 協定の下での協力は平和的目的に限る。
 - 協定対象となる資材、核物質、設備等は核爆発装置(研究・開発を含む。)のためにも、軍事的目的のためにも使用してはならない。
- [A E A 保障措置の適用(第九条1)
 - 日本:日IAEA保障措置協定の適用(フルスコープ保障措置)
 - 米国: 米IAEA保障措置協定の適用(ポランタリー・サプミッション協定)、補助 的措置の適用(代替措置、追跡及び計量)
- 核物質防護(第七条)
- 事前同意制 + 包括同意制
 - 貯蔵、管轄外移転、再処理、形状又は内容の変更、日本国内での濃縮度20%以上への濃縮は事前同意の対象。他方、原子力の平和的利用を容易にするため、包括同意の付与についても規定。

我が国の核セキュリティ活動

(国際社会と連動した取組)

原発を含む原子力の平和利用には、核不拡散、原子力安全、核セキュリティの確保が不可欠。特に核セキュリティの強化は、9.11以降、国際社会の新たな主要課題。

1.条約等

- (1)我が国は、テロ対策のための国際的な取組に対応し、**国連等で採択された13の テロ条約のうち、既に12の条約を締結**している。
- (2)2005年4月に作成された「**核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約** (核テロ防止条約)」については、同年9月小泉総理(当時)が署名を行い、現在、**本年** の通常国会で締結の承認を得るべく、鋭意作業を行っている。
- (3)また、<mark>核物質防護条約の改正についても、早期締結に向け、準備作業</mark>を進めてい る。
- (4)国際原子力機関(IAEA)理事会は、「放射線源の安全とセキュリティのための行動規範」(2003年9月)、「放射線源の輸出入ガイダンス」(2004年9月)を採択。我が国は、2003年10月、「行動規範」の支持表明を行うとともに、2006年1月より「ガイダンス」を実施する旨の書簡をIAEA事務局に対し2005年12月に発出した。

参考:テロ関連12条約

(1)航空機内の犯罪防止条約、(2)航空機不法奪取条約、(3)民間航空不法行為防止条約、(4)国家代表等犯罪防止処罰条約、(5)人質行為防止条約、(6)核物質防護条約、(7)空港不法行為防止議定書、(8)海洋航行不法行為防止条約、(9)大陸棚ブラットフォーム不法行為防止議定書、(10)ブラスチック爆弾探知条約、(11)爆弾テロ防止条約、(12)テロ資金供与防止条約

ç

2.<u>財政的貢献([AEA核セキュリティ基金への拠出)</u>

- (1) 我が国の支払い額は、687,189米ドル(2001~2006年度)。
- (2)カザフスタンのウルバ冶金工場の計量管理技術の向上を目的とした「ウルバ計画」等を 実施。

注:2001年9月11日の米同時多発テロ事件の直後に開催された国際原子力機関(IAEA)総会において、原子力分野におけるテロ対策に関し、「事務局長が、核物質や放射性物質と結びついたテロを防止するためのIAEAの活動と事業を強化するための作業を見直し、可及的速やかに理事会に報告することを要請する」旨の総会決議が採択された。翌年3月の理事会において、核テロ防止対策支援のためにIAEAが実施すべき事業計画(Action Programme)が承認された。これを受け、同事業計画を推進するための核セキュリティ基金(NSF)が創設された。

3. アウトリーチ活動

- (1)昨年11月8日及び9日、東京において、アジア諸国を対象として「アジア地域における核セキュリティ(注)強化のための国際会議」を当省とIAEAが共催。
- (2)同会議は、アジア地域において、核セキュリティをテーマに開催した初めての国際会議。

4.国際イニシアティブへの参加

- (1)米露両首脳は、**核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的**として、昨年の<u>G</u> <u>8サミットの際(7月15日)に「核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ</u>(Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism)」<u>を提唱</u>した。
- (2)昨年10月30日、モロッコにて第一回会合(次官級)が開催され、**G8、豪州、中国、カザ** フスタン、トルコが当初参加国として参加し、「原則に関する声明」を採択。IAEAはオブザー バーとして参加。同声明採択後、モロッコも参加を表明。
- (3)第2回会合が、本年2月12日及び13日、トルコにて開催予定。

核テロ防止条約の概要(参考1)

(1)背景

- ●1997年2月 ロシアの提唱で国連において本条約交渉開始。
- •2001年9月 米国同時多発テロ事件の発生を受けて交渉再開。
- 2005年4月 国連総会において本条約採択。
- ◆2005年9月 ミレニアム宣言に関する首脳会合開催に併せ署名開放。 小泉総理(当時)署名。
- ●2006年12月現在 115カ国が署名、11カ国が締結。(22カ国による締結の後、30日目に 発効。)

(2)目的

核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止、同行為の容疑者の訴追・処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化すること。

(3)条約の概要

(イ)死、身体の重大な傷害、財産・環境への著しい損害を引き起こす意図をもって放射性物質を所持・使用、装置を製造・所持・使用、原子力施設を使用・損壊すること等を、 国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した刑罰を科すことを義務化。

- (ロ)上記の犯罪の容疑者が領域内に所在する締結国は、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- (ハ)この他、容疑者の取扱い、犯罪人引渡しの協力、放射性物質の返還等につき規定。

10

核物質防護条約(改正)の概要(参考2)

(1)背景

- 1987年2月 核物質防護条約発効
- 1988年10月 我が国が同条約を締結。
- 1999年11月 [AEA事務局長の招請により、条約改正の要否を検討するための非公式専門家会合が開催。
- 2004年 7月 オーストリアが中心となって作成した条約改正案の提示。(日本を含めた25ヶ国の共同提案)
- 2005年7月 現行条約改正の採択。(改正は現行条約の締約国(06年9月現在121カ国)の3分の2が締結した後、30日目に発効。06年9月時点で6カ国が改正を締結。)

(2)目的

平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の世界的かつ効果的な防護を達成し、関連する犯罪を世界的に防止すること。

(3)改正の概要

現行条約は、核物質を不法な取得及び使用から守ることが主目的であったが、改正は、 防護の対象を国際輸送中の核物質から国内で使用し、輸送し及び貯蔵している核物質並 びに原子力施設まで拡大し、締約国に対してこれらを妨害破壊行為等から防護する体制 を強化・整備することを義務付ける他、処罰すべき犯罪を拡大した。

核不拡散のための輸出管理レジーム

原子力供給国グループ(NSG: Nuclear Suppliers Group) (概要)

- 1.1974年のインドによる核実験を契機に、核兵器開発に使用される可能性のある資機材・技術の輸出管理の枠組みとして、1978年に主要原子力供給国により設立された。
- 2. NSGでは、NSGガイドラインと呼ばれる原子力関連資機材・技術の輸出国が守るべき指針に基づき輸出管理が実施される。
- 3. 同指針は、原子力専用品・技術の移転に係る「NSGガイドライン・パート1」と、イラクの核開発計画の発覚を契機により広範囲の品目を対象とした原子力汎用品・技術の移転に係る「NSGガイドライン・パート2」とに分かれる。
- 4. NSG参加国は、2004年に中国、エストニア、リトアニア、マルタの4ヵ国、2005年6月にクロアチアが参加し、2007年1月現在我が国を含む45ヵ国が参加。
- 5.年1回の総会及び年数回の協議グループ会合を開催。在ウィーン日本代表部がポイント・オブ・コンタクト(POC)として、事務局機能を提供。
- 6.我が国は、核不拡散体制強化の観点から、原子力資機材・技術の輸出管理を重視しており、NSGおける議論に積極的に参画している。

12

核燃料供給保証に関する主な取組

背景

北朝鮮やイランの核問題を背景に、 核不拡散体制の「抜け穴」を防ぐ必要性

核不拡散と原子力の平和的利用の両立を 目指す様々なイニシアティブ

昨年9月のIAEA第50回記念総会の際に、核燃料 供給に関する特別イベントの開催

核燃料サイクルにかかる諸提案

(1)<u>核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ(MNA)(2003年10月)</u>

機微な技術・施設(濃縮・再処理関連)を多国間の管理下に置く。

- (2) **ロシアの「核燃料サイクル・サービス提供のための国際センター設立」 構想**(2006年1月) ウラン濃縮を含む核燃料サイクル・サービスを提供する複数の国際センターの設置を提案。
- (3)米国の「国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)」2006年2月)

パートナーシップ国(米、日、仏、英、露、中等が想定)が開発する先進的再処理技術及び高速炉を用いて、 濃縮・再処理技術獲得意志の法規の表明等の一定の条件を満たす国に対し発電量核燃料を供給する。

(4)核燃料供給保証にかかる6ヶ国構想(RANF)(2006年6月)

濃縮ウランの供給を行っている国(米、仏、英、露、独、蘭)が民間市場をバックアップする多層的核燃料 供給保障体制の構築を提案。

(5)<u>IAEA核燃料供給登録システムにかかる日本提案(2006年9月)</u>

6ヵ国構想の参画性を高め、これを補完するものとして提案。一定の条件の下、ウラン濃縮に限らず、ウラン原料、転換、燃料加工、ウラン在庫、備蓄等の核燃料供給全般について各国がそれぞれの実態に応じてその供給能力をIAEAに登録し、供給面での不安と解消と市場の攪乱の予防に努める制度をIAEAにおいて創設する。

(6)核燃料サイクルの多国間利用に関するドイツ提案(2006年9月)

6ヵ国構想を補完するものとして、非主権地帯にウラン濃縮施設を設置し、「AEAが核燃料供給の管理を 行い、濃縮ウランの平和的利用の原則に基づく供給条件が満たされているかどうかの判断を行う。

(7)英国の濃縮ボンド提案(2006年9月)

6ヵ国構想の実現を促すものとして、供給国政府が濃縮サービスの提供を保証する制度として、供給国・ⅠAEA・受領国の3者合意による濃縮ポンドの導入を提案。

14

今後の取組(IAEA特別イベントにおける議長報告)

今後の検討スケジュール

(1)第一段階(短期):

原子力発電所への核燃料供給を保証するメカニズムに焦点

(2)第二段階(中長期):

真に包括的な多国間システム(商業メカニズムと統合された、供給とともに廃棄物管理及び処理をも保証する制度)を検討すべき。

更なる検討が必要な項目

- (1)供給保証メカニズムが必要な理由
- (2)何を保証するか
- (3)保証メカニズムの様態
- (4)如何なる客観的基準があるか
- (5)[AEAの役割
- (6)原子力産業界の役割